



ライオンズクラブ国際協会330-A地区

キャビネット事務局 〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-10-17 新宿ダイカンプラザB館2階
TEL. 03-5330-3330 FAX. 03-5330-3370 E-mail: cab@lions330-a.org URL: http://www.lions330-a.org/

2016年12月27日

ライオンズクラブ国際協会330-A地区
各クラブ会長・幹事・各クラブメンバー 各位

ライオンズクラブ国際協会330-A地区
地区ガバナー 村木 秀之
選挙管理委員会
委員長 L 木島 庄市

2016-2017 地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー選挙規定について

貴クラブにおかれましては、ますますご健勝にてクラブ活動にご活躍のことと拝察申し上げます。
第2副地区ガバナー立候補予定者、並びにライオンズメンバーの皆様におかれましては、以下の選挙関連事項についてご承知おきくださいますようお願い致します。

- 選挙は年次大会の日、又はガバナーが定めた日に行います
- 選挙運動期間は、立候補者が立候補申し出の後、選挙管理委員会による資格審査を経て公示された日の翌日から選挙の日の前日迄です。
- 候補者は選挙管理委員会が定める方式及び期限に地区ガバナー、第1副地区ガバナーについては立候補届を選挙管理委員会に提出して候補者になることが出来ます。登録料はいりません。
- 第2副地区ガバナー立候補者は選挙管理委員会が定める方式および期限に、金、100万円の立候補登録料を添えて立候補届を選挙管理委員会に提出して候補者になることが出来ます。
資格条件は今年度のライオンズ必携P-71を参照してください。

【選挙運動の禁止事項】

- 選挙運動とは特定の選挙に関して、特定の候補者に投票させ、又は投票させない為に働きかけることを言います。
- 立候補者、選挙責任者及び会員は選挙に関して特定の候補者に投票させないことを目的として次の行為をしてはいけません。
1. 選挙運動を定められた選挙運動期間以外にしてはいけません
期間予定2017年3月31日～年次大会前日迄
 2. クラブ例会、ガバナー諮問委員会等に出席して、食事実費以外の金品の支払いをすることは
いけません。

330-A LIONS CLUBS INTERNATIONAL

CABINET OFFICE SHINJUKU DAIKANPLAZA B 2F 7-10-17, NISHISHINJUKU, SHINJUKU-KU, TOKYO 160-0023 JAPAN
TEL. 03-5330-3330 FAX. 03-5330-3370 E-mail: cab@lions330-a.org URL: http://www.lions330-a.org/

3. 自宅または職場への戸別訪問はいけません。
4. 金品の贈与、供応、乗物の提供、その他利益の供与、その申し込み若しくは約束をすることははいけません。
5. 虚偽の事実を流布し、又、他の候補者を誹謗することは絶対にいけません。
6. 新聞雑誌その他の報告機関に候補者に関する記事または広告を掲載することはいけません。
7. 電報、ファクシミリ、電子メールより投票を依頼することもいけません。
8. 投票所の付近およびその通路に徘徊佇立することもいけません。
9. 選挙投票日に投票以前に飲食を提供することもいけません。
10. 代議員又はその関係者の利害関係を利用することはいけません。
11. 代議員の選挙権の行使を妨げることはいけません。
12. 現地区ガバナー及び副地区ガバナーが次期第2副地区ガバナーが選出及びその選挙に関し特定の候補者を推薦すること立候補者と一緒に行動を共にすること、代議員の自宅、会社、ライオンズクラブの例会訪問並びに、諮問委員会等に同行することは禁止です。
13. 立候補者の届出及び選挙公報に関し虚偽の記載をすることはいけません。
14. その他、本年度の選挙規定に違反する行為をすることはいけません。

【文書による運動】

1. 選挙運動に関する文書にはその文書について責任を有する会員の氏名を文書責任者として明記してください。
2. 文書による選挙運動としては、通常の葉書にて発信してください。

以上、第2副地区ガバナー立候補者の手続きと資料 又、立候補を予定している方への禁止事項を各クラブへ通達いたします。

なお、選挙規定の詳細については、選挙管理委員会までお申し出ください。